



平成28年2月16日

各 位

会 社 名 荏 原 実 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 久 司  
(コード番号：6328 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 上 席 執 行 役 員 大 野 周 司  
社 長 室 長  
(TEL 03-5565-2885)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月24日開催予定の当社第77期定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。  
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会の規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう新設するものであります。
- (4) 経営資源の再配分によりコアビジネスに集中させたことにより、事業目的の一部を削除するものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理その他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成28年3月24日（予定）  
定款変更の効力発生日 : 平成28年3月24日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) ~ (11) (条文省略)	(1) ~ (11) (現行どおり)
<u>(12) 緩衝材の製造及び販売</u>	(削除)
<u>(13) (条文省略)</u>	<u>(12) (現行どおり)</u>
<u>(14) 植物及び微生物の培養物の販売</u>	(削除)
<u>(15) 植物及び微生物の培養物を原料とした栄養補助食品、化粧品、医薬品等の製造及び販売</u>	(削除)
<u>(16) ~ (20) (条文省略)</u>	<u>(13) ~ (17) (現行どおり)</u>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(取締役会の決議による自己の株式の取得)</u>	(削除)
第 7 条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第 8 条 ~ 第 10 条 (条文省略)	第 7 条 ~ 第 9 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿、株券喪失登録簿</u>の作成及び備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第13条～第14条</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p><u>第16条～第18条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役の員数は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 当社は、株主総会の決議によって取締役を選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条～第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役が招集する。</p> <p>2 <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当たる。</u></p> <p><u>第15条～第17条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の員数は、<u>8名以内</u>する。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会の決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>と監査等委員である取締役とを、<u>それぞれ区別して選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役及びその他の定め)</p> <p><u>第22条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の権限及び運営)</u></p>	<p>(代表取締役、役付取締役及びその他の定め)</p> <p><u>第21条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>第23条</u> <u>取締役会は、すべての取締役で組織し、法令又は定款に定める事項のほか当社の重要な業務執行に関する事項を決議する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、必要のつど代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、<u>日時・場所及び議題を掲げ</u>会日の3日前までに各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集手続き</u>を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続き</u>を経ないでこれを開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第24条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第30条 当社の監査役の員数は、4名以内とする。</u> <u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条 当社は、株主総会の決議によって監査役を選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u> <u>(監査役会の招集権者及び招集手続き)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役会は、各監査役が招集する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会が定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の実任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集権者及び招集手続き)</u></p>
	<p><u>第29条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p><u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、これを発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮し、また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第40条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	(剰余金の配当の基準日) <u>第35条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日及び毎年6月30日とする。</u> <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日)	(削除)
第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>2 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
第42条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)



